

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年9月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第5号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第11条の3第24号を削る。

第11条の5第1項中「(昼間割引回数券を除く。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

## 2 削除

第11条の9第1号中「600円」を「700円」に、同条第2号中「300円」を「350円」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第21条関係）

（表面）

ICOCA乗車券再発行・払戻し・変更申込書

〈京都市交通局〉

お申込み 年月日	西暦・令和 年 月 日				
氏名 <small>※方角カナで ご記入ください。</small>	セイ <small>(姓)</small>				男
	メイ <small>(名)</small>				女
生年月日	西暦・昭和・平成・令和 年 月 日 ( 歳)				
住所	〒 - - - -				カード検索番号★ 紛失再発行をお申込みの 場合のみご記入ください
電話	- - - -				

★ カード検索番号は、カードの特定を速やかに行うためのものです。購入時に指定されたイロの数字をご記入下さい。（不明の箇所は記入不要）  
 ※ この申込書にご記入いただいた個人情報は、当局から連絡する必要があるときに使用します。また、ICOCAカードの障害に伴う再発行のお申込みの場合を除き、  
 ※ 氏名の変更等のお申込みのためにこの申込書にご記入いただいた個人情報は、紛失再発行時などに当該及びICOCAを発売する社で本人確認や必要経路を踏まさせていただきますためにもご利用します。

お申込みの内容に○を記入してください。↓

ICOCA定期券、こどもICOCA等の障害に伴う再発行（障害再発行）		<input type="radio"/>	
ICOCA定期券、こどもICOCA等の紛失に伴う再発行（紛失再発行）		<input type="radio"/>	
紙または磁気定期券の払戻し		<input type="radio"/>	
記名人ICOCAカードの払戻し	定期券部分のみ（ICOCAカードは継続利用）	<input type="radio"/>	
	ICOCAカード自体の払戻し	<input type="radio"/>	
定期券を他の媒体に移し換え	IC→磁気	ICOCAカードは継続利用	<input type="radio"/>
		ICOCAカードは不要（払戻し）	<input type="radio"/>
	磁気→IC	磁気定期券は不要	<input type="radio"/>
		ICOCAカード（旧カード）は不要	<input type="radio"/>
その他の変更（氏名の変更等）		<input type="radio"/>	

※ SMART ICOCAやKIPS ICOCAの紛失再発行は取り扱いできません。（JR西日本株元は新駅の窓口へご連絡ください。）  
 ※ 記名式のICOCAカードから無記名のICOCAカードに変更となる場合（ICOCA定期券からICOCAに変更となる場合）は、紛失再発行の取扱いができません。  
 ※ 他社発行のICOCA定期券（異紙が他社の紙となっているICOCA定期券）は、当局的定期券発売所、駅などで再発行のお申し込みはできませんが、再発行は発券会社での取扱いとなります。また、定期券有効期間終了後のICOCA定期券を払い戻す場合は、当局では払い戻し等の取扱いを行いません。発券会社の取扱いをお申し込み下さい。  
 ※ 新しい定期券の記入を伴う場合は「定期券購入申込書」にご記入の上、ご提出ください。

◎ 紛失再発行のお申込みの場合は、以下の内容をご確認のうえ、定期券区間をご記入ください。  
 京都市交通局 御中  
 私は、私名義のICOCAカードを紛失したため、上記により再発行を申し込みます。申込みの際、以下のことを承諾します。  
 ① 紛失再発行の年次手帳等の帳、月別付印帳が全てのICOCA乗車券別紙帳簿に取付けられるまでの間、乗車券使用された金額に関しては、京都市交通局に帰属を求めないこと。  
 ② 紛失再発行登録後に紛失した乗車券を発見した場合であっても、この手帳を取り消すことができないこと。  
 ③ 窓口以降、再発行を取り扱う窓口の営業時間に所定の再発行手数料（520円）及び予約料（500円）を支払い、再発行券を受け取ること。  
 ④ 再発行券のお受け取りの際、本人確認のための証明書をご提出すること。

定期券区間	鉄道	駅 駅から 駅 まで			経由
	バス	市営中心フリー	+	経路	桂・洛西 均環
	全線	市バス・地下鉄共通全線			

以下京都市交通局記入欄

本人確認に使用した公的証明書等（代理人によるお手続きの場合は、代理人の公的証明書等）	
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民票写し <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 学生証・生徒手帳（写真付） <input type="checkbox"/> 社員証（写真付） <input type="checkbox"/> 健康保険・国民健康保険・船員保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金・厚生年金・船員保険等の年金証書 <input type="checkbox"/> 共済年金・恩給等の証書 <input type="checkbox"/> 公的機関が発行した資格証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
受付窓口	受付者

備考1 縦29.7センチメートル・横21.0センチメートルとする。

2 裏面は無地とする。

3 必要に応じて、些少の変更をすることがある。

## 附 則

### (施行期日)

1 この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券カード及び昼間割引回数券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。
- 3 改正後の規程にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した昼間割引回数券の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局企画総務部営業調査課)